

## 第 309 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和 6 年 3 月 14 日（木） 13 : 53 ~ 15 : 35

2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2  
愛媛県水産会館 6 階大会議室

3 出席者

(1) 委員 佐々木護 喜田ヒサ子 網江正安 藤田一也 林喜代行  
平井義則 武田晃一 中矢宏明 福島大朝 立花弘樹  
渡邊敏孝 高木基裕 竹ノ内徳人 中山達也

(計 14 名)

(2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長 (事務局長)  
中島主幹 (事務局次長)  
久枝漁業調整係長  
東予地方局水産課 宇野係長  
東予地方局今治支局水産課 木原課長  
中予地方局水産課 伊藤課長  
南予地方局水産課 若下課長  
南予地方局愛南水産課 高島課長  
南予地方局八幡浜支局水産課 八木課長

(計 9 名)

(3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記 篠崎書記

(計 4 名)

(4) 傍聴者 なし

4 付議事項

(1) くろまぐろ及びするめいかに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり設定して差し支えない旨答申

(2) 令和 6 年度の新規の許可等について (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(3) 新規の許可等について (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(4) 漁業の免許について (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり免許して差し支えない旨答申

(5) 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について (協議)

【結果】 原案のとおり改正して差し支えない旨回答

- (6) 瀬戸内海におけるふぐ浮延なわ漁業の禁止に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (7) 宇和海におけるふぐ浮延なわ漁業の禁止に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (8) 宇和海におけるまき網漁業及び浮敷網漁業の操業制限に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (9) にほんうなぎの採捕の禁止に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (10) 宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (11) 真珠及び真珠貝養殖にかかる吊りかご制限に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (12) 愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (13) 宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (14) 宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について  
【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

## 5 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 資源管理の状況等の報告について
- (3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

## 6 その他

## 7 議事の内容

### 1 開会

逢 阪 書 記 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから、第309回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名に対し14名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立しておりますことを御報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は1枚ものの委員会次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、続きまして上から資料1から資料10と委員会のスケジュール表でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

## 2 会長挨拶

佐々木会長 皆さんこんにちは。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、年度末のお忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は、当委員会の運営に、何かとお力添えをいただいておりますことを、改めて、御礼申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、令和6年度の新規の許可等について、新規の許可等について、漁業の免許についての諮問が4件、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についての協議が1件のほか、ただし書きを追加する委員会指示2件及び3月末をもってその有効期間が満了する委員会指示7件について、御審議いただくことになっております。

また、くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてなど、3件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

## 3 議事録署名人選出

佐々木議長 それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。慣例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人には、福島委員さんと竹ノ内委員さんの御両名にお願いをいたします。

## 4 (1) 第1号議案（くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)）

佐々木議長 これより、議事に入ります。第1号議案、くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題といたします。事務局から、説明を願います。

逢 阪 書 記 それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

( 諮問文朗読 )

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久 枝 係 長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることいたします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第1号議案、くろまぐろ及びするめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (意義なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (2) 第2号議案(令和6年度の新規の許可等について)

佐々木議長 続きまして、第2号議案、令和6年度の新規の許可等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第2号議案、令和6年度の新規の許可等については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (意義なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (3) 第3号議案(新規の許可等について)

佐々木議長 続きまして、第3号議案、新規の許可等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにしたします。

武田委員 いわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域は、共同漁業権の漁場区域内ですが、数年前から漁場の拡大要望があり、協議してきた経緯があります。

現状は分かりませんが、拡大する際はその時に変更を予定しているのか、それとも協議済みでこのままでいくのか教えてください。

梶田課長 宇和海におけるいわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域について、宇和海では共同漁業権の漁場区域内を操業区域としています。

過去に操業区域の拡大について要望はありましたが、共同漁業権の漁場区域外に、新たに操業区域を設定し、許可されると、現在の操業区域に加えて新たな操業区域を加えることとなります。この場合の案を水産課において検討しておりますので、次回の委員会では今後の方向性について報告したいと思っております。

福島委員 今まで漁業権の漁場区域を拡大してほしいとの要望をしていますが、後ろ倒しになっている状況です。共同漁業権の漁場区域を宇和海全体に拡大するのは難しいとの意見もありますが、地先は地区で決まっているので、地区の許可を得ているのならば、拡大してもいいとの声もあります。早く許可していただけないと、現状のままでは、漁師が少なくなっていく一方なので、愛媛の水産業を高めていこうとするならば、前向きに検討していただきたいです。

八幡浜漁業協同組合では、休漁期間等を設け、資源管理も徹底してやっていますので、そういう状況も加味して、委員会等の立ち上げを含めて検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

梶田課長 福島委員が言われていた内容は、漁場区域を拡大することによって、地先が不明確になる問題があったと思います。

操業区域については、独立した別の場所を設定するという考え方もあると思います。それには、宇和海協議会等との協議が必要になりますが、その部分を含めて前向きな検討していきたいと思っております。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第3号議案の新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようでございますので、そのように決定いたします。

#### 4 (4) 第4号議案（漁業の免許について（諮問））

佐々木議長 続きまして、第4号議案、漁業の免許についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料4の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をします。

逢阪係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第4号議案、漁業の免許については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （ 意義なし ）

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (5) 第5号議案（知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議））

佐々木議長 続きまして、第5号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料5の1ページを御覧ください。知事からの協議文を朗読します。

（ 協議文朗読 ）

協議内容の詳細については、水産課から説明をします。

久枝係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第5号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正については、

説明のとおりの内容で決定して差し支えない旨、回答することに御異議ございませんか。

委員一同 ( 意義なし )

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (6) 第6号議案(瀬戸内海におけるふぐ浮延なわ漁業の禁止に関する委員会指示について)

(7) 第7号議案(宇和海におけるふぐ浮延なわ漁業の禁止に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第6号議案、瀬戸内海におけるふぐ浮延なわ漁業の禁止に関する委員会指示についてを議題とします。

なお、次の第7号議案、宇和海におけるふぐ浮延なわ漁業の禁止に関する委員会指示についてとも関連がありますので、一括して、事務局から、説明願います。

逢坂書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることいたします。

福島委員 これも同じ問題なのですが、八幡浜の市場ではフグの水揚げはほとんど確認されていません。瀬戸内海では、他県との関係で難しいかもしれませんが、宇和海では、試験的に延なわ漁業をやっているように検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

梶田課長 従来の委員会指示では何もできない状態でしたので、そこを改めないとそのような試験的な取り組みもできないことから、今回改正させていただくということでございます。

その点を踏まえて、次の展開があると考えております。

佐々木議長 フグの放流事業はしていますが、宇和海では水揚げが確認されていません。抜本的な研究はなかなか進められない状態だと思いますけど、宇和海で試験的に延なわ漁業をやろうとしましたが、今言われるように宇和海にフグがいなくなってしまいました。

放流事業をしているので、何匹かは水揚げされていいとは思いますが。

平井委員 今、佐々木会長が言われていたように宇和海の日振島の沖の方で試験操業の一步手前までいきました。

私の認識では、延なわ漁業は潮の影響で大分県の海域に流れていく可能性が高く、色々と検証しましたが、やはり大分県の海域に流れていく

ことが予想されたため、断念したと思います。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第6号議案の瀬戸内海におけるふぐ浮延なわ漁業の禁止に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようでございますので、そのように決定いたします。  
続きまして、第7号議案の宇和海におけるふぐ浮延なわ漁業の禁止に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (8) 第8号議案(宇和海におけるまき網漁業及び浮敷網漁業の操業制限に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第8号議案、宇和海におけるまき網漁業及び浮敷網漁業の操業制限に関する委員会指示についてを議題とします。  
事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第8号議案の宇和海におけるまき網漁業及び浮敷網漁業の操業制限に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。



#### 4 (9) 第9号議案（にほんうなぎ採捕の禁止に関する委員会指示について）

佐々木議長 続きますして、第9号議案、にほんうなぎ採捕の禁止に関する委員会指示についてを議題とします。  
事務局から、説明願います。

逢阪書記 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第9号議案のにほんうなぎ採捕の禁止に関する委員会指示につきましても、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (10) 第10号議案（宇和海におけるかご漁業に係る委員会指示について）

佐々木議長 続きますして、第10号議案、宇和海におけるかご漁業に係る委員会指示についてを議題とします。  
事務局から、説明願います。

逢阪書記 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第10号議案の宇和海におけるかご漁業に係る委員会指示につきましても、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (11) 第11号議案（真珠及び真珠貝養殖に係る吊りかごの制限に関する委員会指示について）

佐々木議長　　続きまして、第 11 号議案、真珠及び真珠貝養殖に係る吊りかごの制限に関する委員会指示についてを議題とします。  
事務局から、説明願います。

逢 阪 書 記　　（資料に基づき説明）

佐々木議長　　説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

武 田 委 員　　愛媛県真珠養殖漁業協議会と愛媛県真珠貝養殖漁業からの要望書には、アコヤ貝の大量へい死問題が未解決のため、経営体数の減少という現状があることから、各組織が吊りかごの制限を設けるように記載されています。

その上で、なぜ委員会指示を出すのか意味合いが分かりません。今は、そこまでしている漁業者はいないと思うのですが、なぜ委員会指示を出すのか、教えていただけないでしょうか。

佐々木議長　　当初決めたときは、2段積みや3段積みなど、漁場いっぱいを活用する漁業でした。現在では養殖面積が3分の1以下に減ってきているので、私も委員会指示の取り下げについて意見しましたが、各組合長に相談をすると委員会指示は継続して発出してほしいとの意見があり、県にお願いをして委員会指示を継続してきたということです。

梶 田 課 長　　先ほど会長が言われたとおりでございます。

この委員会指示というのは、短期的な漁業調整を目的としています。長期的なものは、調整規則で行うのですが、現状で2段、3段積みはほとんど確認されていない中で、業界はこの委員会指示が必要との声があり、その点を踏まえて、継続して発出したいと考えています。

平 井 委 員　　現時点でいうと、武田委員さんからの意見が正しいと思いますが、個人的な意見としては、何が起こるか分からない世の中なので、保険として、この指示は継続してほしいと思っています。

佐々木議長　　他に御意見はありませんか。

委 員 一 同　　（ 意見なし ）

佐々木議長　　特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第 11 号議案の真珠及び真珠貝養殖に係る吊りかごの制限に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (12) 第12号議案(愛媛県海域における竿つり及び手釣りの制限に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第12号議案、愛媛県海域における竿つり及び手釣りの制限に関する委員会指示についてを議題とします。  
事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第12号議案の愛媛県海域における竿つり及び手釣りの制限に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (13) 第13号議案(宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第13号議案、宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示についてを議題とします。  
事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第13号議案の宇和海におけるかご漁業に係る委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 4 (14) 第14号議案(宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第14号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示についてを議題とします。

事務局から、説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。

高木委員 採捕期間が3月1日から5月31日まで及び8月1日から12月31日までに設定されていること、採捕時間が日の出から午後3時までに設定されていること、漁具漁法で動力を用いて曳航してはならないこと、採捕実績がないことについて現状を教えてください。

逢阪書記 採捕期間等については、委員会指示発出当初の対象者の操業実績を踏まえて、委員会指示で適当である操業期間及び時間を決定しております。漁具漁法については、効率的な採捕を制限するものでございます。最後に現状については、操業実績はあるが採捕実績がないものであり、今後は漁業者からの聞き取りにより、操業がなくなるようであれば、この委員会指示による承認は必要なくなると認識しています。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第14号議案の宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

#### 5 報告事項(1)くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、

次に報告事項に移ります。くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪書記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして御質問等がございましたら、お伺いをいたします。

委員一同 (意見なし)

## 5 報告事項(2) 資源管理の状況等の報告について

佐々木議長 特に、御意見がないようでございますので、次に資源管理の状況等の報告についてを報告願います。

久枝係長 (資料に基づき報告)

逢阪係長 引き続き、漁業権に関する資源管理の状況等の報告をさせていただきます。

改正漁業法は令和2年12月から施行され、漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者にはその有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等についての報告が義務付けられています。

また、漁業法第90条第2項に規定により、報告を受けた事項について、知事は農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し必要な報告をするものとするとしており、ちょうど1年前の本委員会において、初めて資源管理の状況について報告したところで、今回は、令和4年の資源管理の状況等に関する報告状況について、本委員会に対し御報告するものです。

資料9の2ページを御覧ください。こちらは、令和4年4月1日現在で免許されている漁業権を基準として、県内の組合、支所別に最新の報告状況を取りまとめたもので、現在、海面の漁業権の総数871件、組合間、支所間の共有のものを含めると933件に対し、925件の報告がありました。

資源管理の状況等の報告につきましては、資源管理に関する取組みの実施状況や操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、団体漁業権にあっては組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況等が報告の内

容になっており、今回が、法律が施行されてから、2回目の報告となりますが、漁業権者からは、令和4年の1年間の資源管理の状況等について、令和5年度に報告をいただいております。

県では漁業権者からの報告内容を取りまとめ、今回、本委員会に報告するものであり、ほとんどの漁業権で利用状況や漁獲量等が適切に報告されていますが、一部では漁獲量の把握が困難などの理由から、正確な報告が難しい漁業権もあり、これらについては、今後も、資源管理状況の把握に努める必要があります。

なお、この資源管理状況の報告は、適切かつ有効に漁業権を活用しているかを判断するための項目の中の一つですので、正確な報告について、今後も引き続き、指導してまいります。

以上で、報告を終わります。

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして御質問等がございましたら、お伺いをいたします。

委員一同 (意見なし)

## 5 報告事項(3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

佐々木議長 特に、御意見がないようでございますので、次に連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況についてを報告願います。

逢阪書記 (資料に基づき報告)

佐々木議長 報告が終わりましたが、何か御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 (意見なし)

## 6 その他

佐々木議長 特に、御質問がないようですので、以上で、報告事項を終わります。

以上で、本日予定している議題は、全て終了しましたが、その他として何かございますか。

梶田課長 新しい漁業法のもと、佐々木会長を含め、委員皆さんの御力添えにより、本年の4月1日から新しい漁業権を設定することができたと思っております。

漁業権の内容につきましても、漁業者の意見等を反映させた形で、既存の漁業権よりもより使いやすいように再編ができたと考えておりますので、代表いたしまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、委員皆様の任期が来年の3月31日までとなっており、新年度には、委員の選任作業を進めてまいります。皆様に御相談させていただくこともありますが、引き続き、よろしく願いいたします。

佐々木議長 どうもありがとうございました。  
その他事務局から何かありませんか。

逢阪書記 最後に令和6年度の各種海区漁業調整委員会のスケジュールについて御説明いたします。5月から来年3月まで例年と同様のスケジュールでございます。出席者につきましては、右から2番目の欄に記載しておりますが、全委員さん対応のもの、選任委員さん対応のものがございます。これにつきましては、決定事項ではございませんが、概ねの予定を記載しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木議長 ありがとうございます。  
それでは、以上を持ちまして本日の委員会を閉会する次第でございますが、今日は委員会指示を中心とした議題であり、会議時間の長い中、皆様の協力を得ることで、委員会を無事終えることができました。

特に愛媛県の場合は、漁業権の更新期であり、何度も委員会を開き、説明を受けてから協議を行ったことにより、4月1日から無事スタートすることができます。皆様方の行動力、御支援につきまして、改めて心から御礼を申し上げます。

今後、漁業を取り巻く環境は今からではなく、引き続いて厳しい状況が余儀なくされる状態でございます。ただ、真珠が特化して高値販売が2年間続いており、日本から経済的な発信をする真珠業界において、世界のリーダー的な役割を果たすような環境にあることを承知しております。それ以外の魚類養殖については、飼料等の高騰により、販売が厳しいという相反する状況であります。

愛媛県は漁船漁業が中心の時代もありましたが、海況の変化による資源の減少問題など、愛媛の水産は想像以上に厳しい状況にあります。調整委員会は委員会としての役割がありますので、皆様方はその辺を十分御理解の上で、愛媛の水産を皆様方の力で盛り上げていき、持続発展できるように格段の御協力を切に御願いを申し上げまして、今日の会を閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

15時35分 閉会